

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（経費助成）） 計画届〔作業員宿舎・作業員施設〕

〇〇 労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（経費助成））〔作業員宿舎・作業員施設〕の計画の届出を行います。

（届出年月日）令和元 年 5 月 15 日

① 申 請 者	中小建設事業主の名称 （フリガナ） 代表者の役職名及び氏名	マルマルケンセツカブシキガイシャ 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 建設 太郎 印 〒123-4567		② 事業内容	
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F （電話 12-3456-7890） （日中連絡先 同上）		イ 雇用保険適用 事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0
	代理人又は提出代理人・事務代理者の名称 （フリガナ） 氏名	マルマルシヤカイホケンロウムシムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所 社会 太郎 印 〒234-5678		ロ 業種	土木・とび工事
	所在地	〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F （電話 23-4567-8901）		ハ 常用労働者	35 人（30 人）
	担当者の職名及び氏名	イ 職名 総務課長	ロ 氏名 建設 三郎	ニ 資本金・ 出資総額	3,000 万円
				ホ 雇用保険料率	1,000 分の 12
				ヘ 建設業許可 番号	大臣 〇〇県知事（特・〇）第1234号
			ト 雇用管理責任者 の氏名及び員数	氏名 土木 四郎 他 0 人	

③ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無 有（名称： ） 無

④ 作 業 員 宿 舎 の 賃 借 計 画	イ 宿舎の所在地	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9		ハ 建設業附属寄宿舍 規程の適用の有無	有・無 有
	ロ 工事現場名	〇〇県〇〇現場			
	ニ 居室の総数	(4) 室	ホ 建築基準法上の措置	確認申請を必要とする宿舎で	ある・ない ない
	ヘ 寄宿予定人員	(3) 人（常用の労働者： 3 人、常用以外の労働者： 人）※別添寄宿予定者名簿のとおり			
	※ 収容能力人員	() 人（男： 人、女： 人、管理維持等： 人）			
	ト 対象延面積	35 m ²	チ 対象外延面積	m ²	
	リ 賃借の相手方	〇〇不動産株式会社		ヌ 賃借料	100,000円/月
ル 賃借期間 （契約上）	令和元年6月1日～令和元年12月31日		ヲ 居住費の徴収 予定額	有（内容： 金額 円） 無	
※ 助成対象期間	月 日 (年 月 日～ 年 月 日)		ワ 本作業員宿舎における過去 の本助成金による助成の有無	有・無 無	

⑤ 作 業 員 施 設 の 賃 借 計 画	イ 施設の設置場所	(工事名)						
		施設の種類	棟数	延面積/1棟	※対象外/1棟	賃借の相手方	1棟費用/1ヶ月	総所要費用
	ロ 内 容	01	食堂	棟	m ²	m ²	円	円
		02	休憩室	棟	m ²	m ²	円	円
		03	更衣室	棟	m ²	m ²	円	円
		04	浴室	棟	m ²	m ²	円	円
		05	便所	棟	m ²	m ²	円	円
06		シャワー室	棟	m ²	m ²	円	円	
	計						円	
ハ 賃借期間(契約上)	年 月 日～ 年 月 日		※ 助成対象期間	月 日 (年 月 日～ 年 月 日)				

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄

受理番号	
受付印	

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（経費助成））計画届〔作業員宿舎・作業員施設〕について

1 提出上の注意

- (1) この計画届は、中小建設事業主が被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する工事現場で以下の事業を行う場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
 - イ 作業員宿舎の工事現場への整備（賃借）
 - ロ 作業員施設の工事現場への整備（賃借）
- (2) この届出書を提出する場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写し）、「労働保険料等納入通知書」（写し）、建設事業を行っている事業主であることがわかる書類（建設業許可番号が記載された書類、登記事項証明書、定款、決算書（事業報告）、会社案内等）のほか、以下の書類を添付して下さい。
 - イ 作業員宿舎を整備（賃借）する場合
 - (イ) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（同法の適用を受けるもののみ。）
 - (ロ) 建設業附属寄宿舍規程に関する労働基準監督署への届出の写し（受付印のあるもの。）
 - (ハ) 賃借する宿舎の案内図、配置図、各階の平面図及び各居室の寄宿員数表（※案内図等の縮尺は次表によること。）

書類名	明示すべき事項
案内図 (縮尺 1/200～1/600)	方位、通路及び目標となる地物
配置図 (縮尺 1/200～1/600)	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及び尿尿浄化槽の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
平面図 (縮尺 1/50～1/200)	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造
断面図 (縮尺 1/20～1/200)	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(注)1 各図面の大きさは、日本標準規格B列3番とする。 2 用紙の規格から、上記書類名欄に定める縮尺により難いときは、適宜の縮尺により作成して差し支えないこと。 3 1級、2級建築士又は木造建築士が設計した図面に限る。	

- (イ) 賃貸借契約書の写し及び寄宿予定者名簿（任意様式）
- ロ 作業員施設を整備（賃借）する場合
 - (イ) 賃借する施設の案内図、配置図、各階の平面図（カタログ可）
 - (ロ) 賃貸借契約書の写し
- (3) 居住者から徴収可能な居住費については光熱水料その他これに類する経費に限ります。
- (4) この届出書は、(1)のイ、ロの各事業を実施しようとする日の2週間前までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。なお、一の作業員宿舎・施設の助成対象期間は助成対象となった最初の日から起算して18ヶ月以下とし、事業が次年度にわたる場合は、次年度の計画を策定し次年度5月末日までに届出を行う必要がありますが、このうち作業員宿舎については建設業寄宿舍規程に関する労働基準監督署への届出において届け出られる事業期間が助成対象となります。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ③「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (3) ④「作業員宿舎の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
 - イ 「宿舎の所在地」「工事現場名」欄は、作業員宿舎を設置する場所の住所及び工事現場名を記入して下さい。
 - ロ 「寄宿予定人員」欄は、作業員宿舎の構造、規模等からして常時作業員宿舎に入居させる建設労働者の数（常用労働者及び常時労働者以外の労働者も含む。）を記入し、併せて寄宿予定者名簿（任意様式）を添付して下さい。
 - ハ 「対象延面積」欄は、設置した作業員宿舎の延床面積を記入して下さい。また、「対象外延面積」欄は、資材倉庫・現場事務所等の対象外となる部分の延床面積を記入して下さい。なお、「対象外延面積」が「対象延面積」の1/2以上を占めるときは助成対象とはなりません。
- (4) ⑤「作業員施設の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
 - イ 「施設の設置場所」欄は、作業員施設を設置する工事現場の住所及び工事現場名を記入して下さい。
 - ロ 「内容」欄において、同一の施設の種類のあつて別タイプ（延面積、費用等の違うもの）の施設を同時に整備する場合、「施設の種類」欄を適宜見え消し修正のうえ、まとめて支給申請して下さい。ただし、「施設の種類」及び「賃借期間」が異なる場合は、別葉の用紙で申請して下さい。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、賃借期間の延長、所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるときは、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））に係る計画変更届」（建作様式第3号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））

（経費助成）計画届

〔賃貸住宅〕

〇〇 労働局長 殿

（公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））（経費助成）〔賃貸住宅〕の計画の届出を行います。

（届出年月日）令和元 年 5 月 15 日

		② 事業内容		
		イ 雇用保険適用事業所	ロ 業種	
① 申請者	（フリガナ） 中小建設事業主の名称	マルマルケンセツカブシキガイシャ 〇〇建設株式会社	イ 雇用保険適用事業所	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
	（フリガナ） 代表者の役職名及び氏名	代表取締役社長 ケンセツ タロウ 印	ロ 業種	土木・とび工事
	所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F (電話 12-3456-7890)	ハ 常用労働者	35人(30人)
	（フリガナ） 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称	マルマルシャカイホケンロウムシジムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所	ニ 資本金・ 出資総額	3,000万円
	（フリガナ） 氏名	シャカイ タロウ 社会 太郎 印	ホ 雇用保険料率	1,000分の12
所在地	〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)	ヘ 建設業許可 番号	大臣 〇〇県知事(特・〇)第1234号	
担当者の職名及び氏名	イ 職名 総務課長 ロ 氏名 建設 三郎	ト 雇用管理責任者の氏名及び員数	氏名 土木 四郎 他 0人	
③ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有(名称:) 無		
実施計画	④ 賃貸住宅の賃借	イ 予定する賃貸住宅の所在地	〇〇県〇〇市〇〇7-8-9	
	ロ 工事現場名	〇〇県〇〇現場		
	ハ 採用予定人数	2人	ホ 居住費の徴収予定額	有(内容; 金額) 円 無
	ニ 求人申込みの有無	有・無		

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄

受理番号	
受付印	

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））

（経費助成）計画届〔賃貸住宅〕について

1 提出上の注意

- (1) この計画届は、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に雇用保険適用事業所を有する中小建設事業主が被災三県に所在する工事現場で作業等を行う建設労働者を遠隔地より新たに採用するため、賃貸住宅を第三者から賃借する場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。
- (2) この届出書を提出する場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」（写し）、「労働保険料等納入通知書」（写し）、建設事業を行っている事業主であることがわかる書類（建設業許可番号が記載された書類、登記事項証明書、定款、決算書（事業報告）、会社案内等）、公共職業安定所に申し込んでいる求人票の写しを添付して下さい。
- (3) 居住者から徴収可能な居住費については光熱水料その他これに類する経費に限ります。
- (4) この届出書は、(1)の賃借を行おうとする日の2週間前までに、管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。
なお、一の賃貸住宅の賃借の助成対象期間は助成対象となった最初の日から起算して最大1年間とし、事業が次年度にわたる場合は、次年度の計画を策定し次年度5月末日までに届出を行う必要があります。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (2) ②ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- (3) ②ハ「常用労働者」欄は当該企業の常用労働者数を、また、（ ）内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- (4) ②ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- (5) ②ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (6) ③「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (7) ④「賃貸住宅の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
イ 「予定する賃貸住宅の所在地」「工事現場名」欄は、賃貸を予定している住宅の住所及び工事現場名を記入して下さい。
なお、賃貸物件が、賃借人となる事業主の配偶者又は一親等の血族及び姻族の所有する物件、賃借人となる法人の役員が所有する物件の場合は、本助成金の対象とはなりません。
ロ 「採用予定人数」欄は、採用後、予定している賃貸住宅に居住させようとしている人数を記入して下さい。
ハ 「求人申込みの有無」欄は、当該建設労働者の求人にあたりハローワークに求人申込みをしているか記入して下さい。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、次のような変更を行うときは、「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））に係る計画変更届」（建作様式第3号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

- (1) 採用予定人数が増加するとき。
- (2) 予定する賃貸住宅に変更が生じるとき。
- (3) 入居後に他の賃貸住宅に転居するとき。

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） （女性専用作業員施設設置経費助成））計画届

〇〇 労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））の計画の届出を行います。

（届出年月日）令和元 年 5 月 15 日

① 申 請 者	（フリガナ） 中小建設事業主の名称 （フリガナ） 代表者の役職名及び氏名 所在地	マルマルケンセツカブシキガイシャ 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 建設 太郎 印 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F (電話 12-3456-7890)		② 事業内容	
	（フリガナ） 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 （フリガナ） 氏名 所在地	マルマルシヤカイホケンロウムシジムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所 シヤカイ 太郎 印 〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)		イ 雇用保険適用 事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0
	担当者の職名及び氏名	イ 職名 総務課長	ロ 氏名 建設 三郎	ロ 業種	とび・土木工事
				ハ 常用労働者	35 人(30 人)
				ニ 資本金・ 出資総額	3,000 万円
				ホ 雇用保険料率	1,000 分の 12
				ヘ 建設業許可 番号	大臣 〇〇県知事(特・〇) 第1234号
③	本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有(名称:) 無		

④ 実 施 計 画	イ 施設の設置場所	(住 所) 〇〇県〇〇市〇〇7-8-9 (工事名) 〇〇〇〇工事						
	ロ 内容	施設のの種類	棟 数	延面積/1棟	※対象外/1棟	賃借の相手方	1棟費用/1ヶ月	総所要費用
		(イ) 更衣室	1棟	10㎡	㎡		50,000円	300,000円
		(ロ) 浴室	棟	㎡	㎡		円	円
		(ハ) 便所	1棟	8㎡	㎡		80,000円	480,000円
		(ニ) シャワー室	棟	㎡	㎡		円	円
	計							780,000円
ハ 賃借期間(契約上)	令和元年6月1日～令和元年12月31日			※ 助成対象 期間	月 日 (年 月 日～ 年 月 日)			

(注) この届出書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄

受理番号	
受付印	

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）〔賃貸住宅〕） （経費助成）の計画の届出について

1 提出上の注意

- (1) この計画届は、中小元方建設事業主が施工管理を行う建設工事現場で下表の女性専用の作業員施設を賃借し設置する場合に、管轄労働局又はハローワークに提出するものです。

作業員施設	必要な仕様
更衣室	イ ロッカーを設けること。 ロ 床は、土のままとせず板張り、コンクリート等の構造とすること。 ハ 床面積が8㎡以上であること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
浴室	イ 清浄な水又は上がり湯を備えること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
便所	イ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。 ロ 流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること。 ハ 鏡付き化粧台、荷物置きを設けること。 ニ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。
シャワー室	イ シャワーヘッドごとに仕切りを設けること。 ロ 脱衣場を設けること。 ハ 施設入口のドアに女性専用施設である旨明示され、またドアに施錠機能があること。

※作業員施設の設置に係る助成対象経費や不支給要件については、事前に管轄の労働局に確認してください。

- (2) この計画届は、作業員施設を設置しようとする日の2週間前までに、当該建設工事現場が所在する都道府県内に雇用保険適用事業所を有する中小元方建設事業主から、当該都道府県を業務担当区域とする都道府県労働局に提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所に提出できる場合がありますので、管轄労働局にお問い合わせください。
- (3) この計画届を提出する場合は、次の書類を添付してください。
- イ 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(写)、「労働保険料等納入通知書」(写)
 - ロ 建設事業を行っている事業主であることがわかる書類（建設業許可番号が記載された書類、登記事項証明書、定款、資本及び労働者数を記載した資料、事業内容を記載した書類等）
 - ハ 当該建設工事現場における建設工事を施工主から受注したことが分かる書類
 - ニ 賃借する作業員施設の図面、パンフレット、建設工事現場における配置図、賃貸借契約書の写し
 - ホ その他管轄労働局長が必要と認める書類
- (4) その他、この計画の内容について確認が必要な場合は、労働局が立ち入り検査等を行うことがありますので、御協力ください。

2 記入上の注意

- (1) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、届出者が代理人の場合、「届出者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、届出者の記名押印等をして、委任状（任意様式）(写)を添付して下さい。また、届出者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (2) ②ロ「業種」欄は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める別表の建設業の種類を記入して下さい。
- (3) ②ハ「常用労働者」欄は当該企業の常用労働者数を、また、()内には当該事業所の常用労働者数を記入して下さい。
- なお、常用労働者とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいう。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として、所定労働時間がいまだ40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- (4) ②ニ「資本金・出資総額」欄は、支給申請時における資本金又は出資の総額を記入して下さい。
- (5) ②ト「雇用管理責任者の氏名及び員数」欄は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第5条第1項に規定する雇用管理責任者として選任した者の氏名及びその数を記入して下さい。
- (6) ③「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (7) ④「作業員施設の賃借」欄は、以下により記入して下さい。
- イ 「施設の設置場所」欄は、作業員施設を設置する工事現場の住所及び工事現場名を記入して下さい。
 - ロ 「棟数」欄は、同一の賃貸人から賃借する同一仕様の施設数を記載してください。但し、助成対象となるのは、一の建設工事現場につき、上記1(1)表の作業員施設の区分毎に1施設の助成を限度とします。なお、女性専用作業員施設と同じ区分の作業員施設を男性の建設労働者に対しても1以上整備することが必要です。

3 届出を行った計画の変更

届出を行った計画について、賃借期間の延長、所用費用の増額に伴い、届出を行った事業に係る所用費用見込額の総額を超えるときは「人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））に係る計画変更届」（建作様式第3号）により原則事業の実施前までに変更の届出を行って下さい。

4 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））
支給申請書〔作業員宿舎、作業員施設〕

〇〇 労働局長 殿

（ 公共職業安定所長経由）

①計画届の受理番号 〇〇〇

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））〔作業員宿舎、作業員施設〕の支給を受けたいので申請します。

（申請年月日） 令和2 年 2 月 1 日

② 申請者	（フリガナ） 中小建設事業主の名称	マルマルケンセツカブシキガイシャ 〇〇建設株式会社		
	（フリガナ） 代表者の役職名及び氏名	代表取締役社長 ケンセツ タロウ 印 建設 太郎		
	所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F (電話 12-3456-7890)		
代理人又は提出代行者・事務代理者の名称	（フリガナ） 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称	マルマルシャカイホケンロウムシジムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所		
	（フリガナ） 氏名	シャカイ タロウ 社会 太郎 印		
	所在地	〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)		
担当者の職名及び氏名	イ 職名 総務課長	ロ 氏名 建設 三郎		
③ 雇用保険適用事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0			
④ 事業実施期間	令和元 年 6 月 ~ 令和元 年 12 月			
⑤ 事業の名称	⑥ 事業の内容	⑦ 所要費用	※算定基準額	※助成額
1 作業員宿舎の賃借	1. 作業員宿舎の本体に係る賃借料	600,000円	円	
	2. 資機材の搬入に係る運搬費	50,000円	円	
	3. 設置又は据え付け、組立に係る工事費	円	円	
	4. 設置基礎、付帯設備に係る工事費	円	円	
	5. 壁、床及び天井に接続したまたは固定されたものに係る費用	円	円	
2 作業員施設の賃借	1. 作業員宿舎の本体に係る賃借料	円	円	
	2. 資機材の搬入に係る運搬費	円	円	
	3. 設置又は据え付け、組立に係る工事費	円	円	
	4. 設置基礎、付帯設備に係る工事費	円	円	
	5. 作業員施設内の備え付けの備品費	円	円	
計		650,000円	円	円
⑧本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有(名称:) ・ 無		

(注) この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄	●計画届受理年月日	年 月 日	●支給申請書受理年月日	年 月 日		
	●支給決定年月日	年 月 日	●支給決定番号	●支給決定金額 円		
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））

支給申請について〔作業員宿舎、作業員施設〕

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、中小建設事業主が都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長に計画の届出を行って、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する工事現場で以下の事業を実施した場合に、その要した費用につき支給される人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））〔作業員宿舎、作業員施設〕の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、各事業を終了した日の属する月に応じ、次の区分に応じて管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

事業の終了した日の属する月	4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	1月・2月・3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から2月 末日まで	3月1日から 5月末日まで

- (3) この申請書には、以下の書類を添付して下さい。

イ 作業員宿舎の賃借をした場合

- (イ) 労働基準法第95条第1項の規定による寄宿舍規則の写し及び同法第96条の2第1項の規定による寄宿舍設置届の写し(同法の適用を受けるもののみ。第1回目に支給申請書を提出するときに添付)
- (ロ) 各月の賃借料の領収書(写し)
- (ハ) 作業員宿舎の正面から撮影した全体の写真(第1回目の支給申請書に添付)
- (ニ) 「作業員宿舎・作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号）」
- (ホ) 寄宿舍者名簿(第1回目に支給申請書を提出するときに添付)
- (ヘ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

ロ 作業員施設の賃借をした場合

- (イ) 現場福利施設の案内図、配置図及び平面図
- (ロ) 各月の賃借料の領収書(写し)
- (ハ) 現場福利施設の正面及び内部の写真(同写真は、第1回目の支給申請書に添付)
- (ニ) 「作業員宿舎・作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号）」
- (ホ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届(写)記載の番号を記入してください。
- (2) ②「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入(押印不要)した上、申請者の記名押印等をして、委任状(任意様式)(写)を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (3) ⑧「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。

人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舍等経費助成））支給申請書
〔賃貸住宅〕

〇〇 労働局長 殿

①計画届の受理番号 〇〇〇〇

（ 公共職業安定所長経由）

建設労働者確保育成助成金（作業員宿舍等設置助成コース（経費助成））の支給を受けたいので申請します。

（申請年月日）令和2 年 1月 15日

② 申請者	（フリガナ） 中小建設事業主の名称	マルマルケンセツカブシキガイシャ 〇〇建設株式会社		
	（フリガナ） 代表者の役職名及び氏名	代表取締役社長	ケンセツ タロウ 建設 太郎	印
	所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F (電話 12-3456-7890)		
	（フリガナ） 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称	マルマルシャカイホケンロウムシムショ 〇〇社会保険労務士事務所		
氏名	（フリガナ） 氏名	シャカイ タロウ 社会 太郎	印	
	所在地	〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)		
担当者の職名及び氏名		イ 職名 総務課長	ロ 氏名 建設 三郎	
③ 雇用保険適用事業所番号		1 2 3 4	5 6 7 8 9 0	0
④ 事業実施期間		令和元 年 6 月 ~ 令和元 年 12 月		
⑤ 賃貸住宅の所在地 (部屋番号まで記載)		〇〇県〇〇市〇〇7-8-9		
⑥ 工事現場名		〇〇県〇〇現場		
⑦ 入居する労働者名		厚労 太郎	⑧ 居住面積	25㎡
⑨ 賃貸物件の種類		アパート、マンション ・ その他 ()		
賃貸物件の所有関係		イ 事業主の親族等または法人の役員の所有 ・ ロ それ以外の者の所有		
⑩ 居住費徴収の有無		有 (内容:) (金額 円) 無	⑪ 転居 前後の 距離	100km
⑫ 賃借料 (管理費・共益費 を除く)		(1) 月 50,000円	※ 算定 対象額	円
		() 月 円		円
		() 月 円		円
⑬ 本人確認		上記内容について確認しました。居住者名や居住費徴収の有無について相違ありません。 令和2 年 1月 10日 (対象者氏名) 厚労 太郎 印		
⑭ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有 (名称:) ・ 無		

(注) この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄	●計画届受理年月日 年 月 日				●支給申請書受理年月日 年 月 日			
	●支給決定年月日 年 月 日				●支給決定番号		●支給決定金額 円	
	局長	部長	課長	補佐	係長	担当	備考	

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）

支給申請〔賃貸住宅〕について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に雇用保険適用事業所を有する中小建設事業主が被災三県に所在する工事現場で作業等を行う建設労働者を遠隔地より新たに採用するため賃貸住宅を第三者から賃借する場合に、その要した費用につき支給される人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成））〔賃貸住宅〕の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) 居住者から徴収可能な居住費については光熱水料その他これに類する経費に限ります。
- (3) この申請書は、各事業を終了した日の属する月に応じ、次の区分に応じて管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

事業の終了した日の属する月	4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	1月・2月・3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から2 月末日まで	3月1日から 5月末日まで

- (4) この申請書には、以下の書類を添付して下さい。
 - (イ) 賃貸物件の建物全体を正面から撮影した写真、賃借する部屋等の配置図、居住面積が確認できる平面図（カタログ可）、及び居住室内の写真
 - (ロ) 賃貸物件の所有者との賃貸借契約書の写し（所有者が転貸借することを承諾をしている旨の記載があるものに限る。）
 - (ハ) 各月の賃借料の領収書の写し
 - (ニ) 新たに採用した労働者に係る公共職業安定所からの紹介状の写し
 - (ホ) 新たに採用した労働者の労働条件通知書又は雇用契約書
 - (ヘ) 新たに採用した労働者の雇用保険被保険者資格取得届
 - (ト) 住民票（転居前後の住所が記載されたもの）
 - (チ) 住民票に記載された住所間の距離が60 km以上離れていることがわかる地図又はその他の書類
 - (リ) その他管轄労働局長が必要と認める書類※(イ)、(ロ)及び(ニ)～(チ)について変更のない場合は、第1回目に支給請求書を提出するときに添付。

2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) ②「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (3) ⑨「賃貸物件の所有関係」について、賃借人となる事業主の配偶者又は一親等の血族及び姻族の所有する物件、賃借人となる法人の役員が所有する物件は、本助成金の対象とはなりません。
- (4) ⑧「居住面積」欄については、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下等を除いた部屋の面積を記入して下さい。ただし7.4㎡未満の場合は支給対象外となります。
- (5) ⑩「転居前後の距離」欄については公共交通機関を利用した際に、最も合理的・経済的な経路における最寄りの駅又はバス停留間の距離となります。
- (6) ⑬「本人確認」は、必ず対象労働者本人が署名・押印して下さい。ただし、自己都合退職、死亡等で対象労働者本人が署名・押印できない場合に限り、事業主がその理由を別添（任意様式）に記載し、署名・押印して下さい。
- (7) ⑭「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））

支給申請書

〇〇 労働局長 殿

①計画届の受理番号 〇〇〇

（ 公共職業安定所長経由）

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））の支給を受けたいので申請します。

（申請年月日） 令和2 年 1 月 15 日

② 申請者	中小建設事業主の名称 <small>（フリガナ）</small>	マルマルケンセツカブシキガイシャ 〇〇建設株式会社		
	代表者の役職名及び氏名 <small>（フリガナ）</small>	代表取締役社長 ケンセツ タロウ 建設 太郎 印		
	所在地	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 建設ビル1F (電話 12-3456-7890)		
	代理人又は提出代行者・事務代理者の名称 <small>（フリガナ）</small>	マルマルシヤカイホケンロウムジムシヨ 〇〇社会保険労務士事務所		
者	氏名 <small>（フリガナ）</small>	シヤカイ タロウ 社会 太郎 印		
	所在地	〒234-5678 〇〇県〇〇市〇〇4-5-6 社会ビル1F (電話 23-4567-8901)		
担当者の職名及び氏名		イ 職名 総務課長	ロ 氏名 建設 三郎	
③ 雇用保険適用事業所番号		1:2:3:4 5:6:7:8:9:0 0		
④ 作業員施設賃借期間		令和元 年 6 月 ~ 令和元 年 12 月		
⑤ 事業の名称	⑥ 事業の内容	⑦ 所要費用	※算定基準額	※助成額
女性専用作業員施設の賃借	1. 作業員施設の本体に係る賃借料	100,000円	円	
	2. 資機材の搬入に係る運搬費	50,000円	円	
	3. 設置又は据え付け、組立に係る工事費	50,000円	円	
	4. 設置基礎、付帯設備に係る工事費	円	円	
	5. 作業員施設内の備え付けの備品費	円	円	
計		200,000円	円	円
⑧ 本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無		有(名称:) ・ 無		
⑨ 生産性要件に係る支給申請であるか		はい ・ いいえ		

(注) この申請書を提出するときは、裏面の注意事項を参照して下さい。

※労働局処理欄	●計画届受理年月日 年 月 日		●支給申請書受理年月日 年 月 日	
	●支給決定年月日 年 月 日		●支給決定番号	●支給決定金額 円
	局長	部長	課長	補佐
		係長	担当	備考

人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成）） 支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、中小元方建設事業主が都道府県労働局（以下「管轄労働局」といいます。）長に計画の届出を行って、自らが施行管理を行う建設工事現場で計画届（建作様式第2号の3）に記載した女性専用の作業員施設を賃借した場合に、その要した助成対象経費のうち、3/5（生産性要件を満たした場合は3/4）が支給される人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) この申請書は、賃借期間を終了した日の属する月に応じ、次の区分に応じて管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

事業の終了した日の属する月	4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	1月・2月・3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から2月 末日まで	3月1日から 5月末日まで

- (3) この申請書には、以下の書類を添付して下さい。
- イ 賃貸借契約書(写)、各月の賃借料の領収書(写)
 - ロ 実際に賃借した作業員施設の案内図、配置図及び平面図が分かる書類
 - ハ 当該作業員施設の写真（正面、内部及び当該施設を含む建設工事現場全体を撮影したもの）
※第1回目の支給申請書には必ず添付してください。
 - ニ 「女性専用作業員施設使用状況報告書（建作別様式第4号の5）」
 - ホ 当該建設工事に係る工事工程表など工事計画の実績が明示された書類
 - へ 施行体制台帳（女性の建設労働者には印を付けたものであること）、作業員名簿その他の当該建設工事現場における毎日の作業員の就労状況が分かる資料（名簿の日付、作業員に係る氏名、所属事業所名が明示されており、女性の建設労働者に印が付けられたもの）
※ 当該建設工事現場における女性の建設労働者の就労日数が10日に満たない月に係る賃借料については助成対象外とします（賃借期間が月の途中から始まる月、又は月の途中で終了する月に係る必要な女性の建設労働者の就労日数は、当月の賃借日数を30で除した値を10に乗じた日数（小数点第1位切り下げ）以上とする。）
 - ト ⑨「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、生産性要件算定シート（共通要領様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等も併せて添付してください。
 - チ その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) ①「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) ②「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印して下さい。
- (3) ⑧「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。
- (4) ⑨「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、前記1(1)の「生産性要件を満たした場合」の助成率での申請となります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がありましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。
- (5) 支給額は100円未満切り捨てとなります。